

日本学校保健学会の一般社団法人化（非営利型）についての理事長からの報告

日本学校保健学会
理事長 佐藤 祐造

2012（平成24）年12月3日付で、任意団体であった日本学校保健学会は一般社団法人（非営利型）となった。

この件に関しては、常任理事会、理事会で検討するとともに、評議員会、総会にて経過報告を行って来たところであるが、今回改めて全ての経緯を報告するとともに、従来との主な変更点に関して解説する。

1. 一般社団法人移行経過について

2010（平成22）年11月、私は日本学校保健学会理事長就任にあたり、第14期には本学会の一般社団法人化を目指すことを最重点項目の一つとすることを表明した（学校保健研究 52(5):366, 2010）。

その際にも述べたが、法人化のメリットとしては、①社会的信用のある団体となり、文部科学省をはじめ、他団体との交渉にあたり、一定のステータスを示すことができる。②団体（法人）の名義で銀行口座の開設が可能となり、理事長が交代しても新たな口座を開設するという手続きが不要となる。③法人の自主的な運営が可能、④収益事業以外の所得には課税されない。

一方、デメリットとしては、社団法人設立に際して、定款作成を行わなければならない、行政書士手数料等の経費を要することが挙げられる。

常任理事会、理事会で種々意見交換を行ったが、多くの学会が法人化を行っているという現状も考慮に入れ、法人化を目指すこととなった。

初年度は常任理事会、理事会で詳細な検討を行い、法人化された本学会の全体像を作成し、2011（平成23）年11月開催の本学会評議員会、総会に提案、会員からの了承を得て、一般社団法人化が決定した。

その後、植田常任理事より山西行政書士に依頼、一般社団法人化に伴う種々の事務手続き、定款作成を行い、常任理事会、理事会での協議を繰り返し行った。その結果を2012（平成24）年11月開催の評議員会、総会に再度提案し、法人化が最終的に承認された。

新法人移行にあたっては、各役員の実印および印鑑証明が必要となるなど、極めて煩雑な手続きが必要であり、法人設立時の役員を佐藤理事長、村松常任理事（法・制度委員長）、植田法人化担当常任理事、鎌田監事の4人として新法人の認可後、直ちに現在の役員を追加することとした。同年12月3日法的手続きが終了し、本学会は一般社団法人日本学校保健学会となった。

2. 法人化後の主な変更点

役員任期を3年とするなど、可及的に本学会のこれまでの慣行を尊重した。

1) 事務所について:一般社団法人日本学校保健学会事務所を東京都千代田区に置いた。事務局は、従来どおりとし、理事長または事務局長のところで日常の業務は実施する。

2) 会員:本学会の会員は、次のとおりとする。①正会員、②名誉会員、③賛助会員。

会員の資格は、会費納入日に取得し、納入後最初に到来する 3 月末日とする。名誉会員は、名誉会員就任が決定した翌年度より会費を免除される。会員は次の権利を有する。①本学会の発行する学会誌の無料配布を受けること、②学会誌等に投稿すること、③年次学会、その他の事業に参加すること。

3) 社員の定義: 従来の評議員を代議員とし、一般社団法人上の社員となる。任期は 3 年とし、3 年毎に正会員の中から別に定められた規定により、選挙で選出される。代議員は総会を組織し、定款に定める事業を行う。したがって、従来の評議員会が総会となり、最終決定機関となる。しかし、一般会員には、総会で決定した内容を報告する会を次年度以降も設ける。

4) 役員:代議員より理事を選出し、理事のうち1名を理事長とし、若干名を常任理事とする。したがって、理事長、理事の任期は 3 年となるが、再任は妨げない。監事の任期も 3 年とし、再任を妨げない。

5) 事業年度:本学会の事業年度は、毎年 9 月 1 日に始まり、翌年 8 月末日に終わる。法人化された団体は、事業年度終了後 3 ヶ月以内に総会を開催し、会計報告を行うことと規定されている。

したがって、これまでの 3 月終了、4 月開始という事業年度では、6 月迄に社員総会を開催しなければならないことになり、日本学校保健学会の従来慣行では、多くの学校行事終了後の 10~11 月に年次学会を開催して来たことを踏まえ、上記の事業年度とした。

なお、今回の法人化は常任理事会、理事会および評議員会、総会での十分な協議のもとに実施されたが、ことに、多大の困難が予想された法人化の手続き全般を、極めて適切に実施していただいた本学会渉外・法人化担当の植田誠治常任理事ならびに、深い専門的知識を有し、かつ本学会会員からの多くの要望に柔軟にご対応いただいた山西宏樹行政書士に本学会を代表して深甚の謝意を捧げたい。